

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいますと推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射器の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する国の責任と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみができた。

しかしカルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがない。肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめて、B型肝炎・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。

2. 肝炎ウイルスの未検査者，ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し，早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに，治療体制・治療環境の整備，治療薬・治療法の開発，治験の迅速化をはかること。B型・C型肝炎への偏見差別の解消，薬害の根絶をはかること。
3. 血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を，「薬害肝炎救済特措法」で，広く救済する措置を講じること。
4. 集団予防接種以外に感染原因が考えられないB型肝炎感染者・患者を広く救済する措置を講じること。B型肝炎訴訟手続きの迅速化をはかること。
5. 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金，治療中の患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって被害が償われ，持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

常 総 市 議 会

(提出先)

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，法務大臣，財務大臣，総務大臣，
厚生労働大臣